

就労について

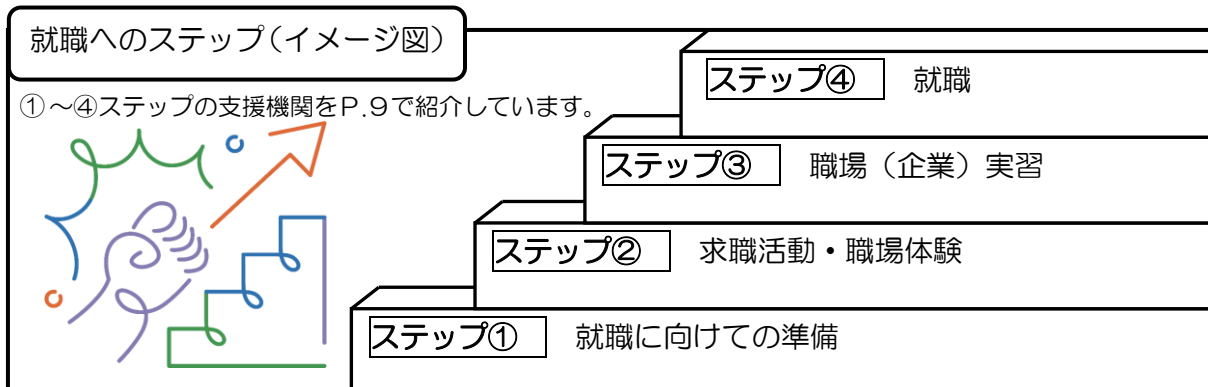
発達障害の方の中にも、自分の特性（得意なこと・苦手なこと）をよく知り、自分にあった仕事につき、職場の方々の理解によって会社の戦力となり、働いている方がたくさんいます。

◎就職活動について

ハローワークで相談してください。相談には一般相談窓口と障害者が相談できる専門援助部門窓口があります。障害特性に応じた相談を希望される場合は、専門援助部門の窓口で相談してください。（9ページで紹介）

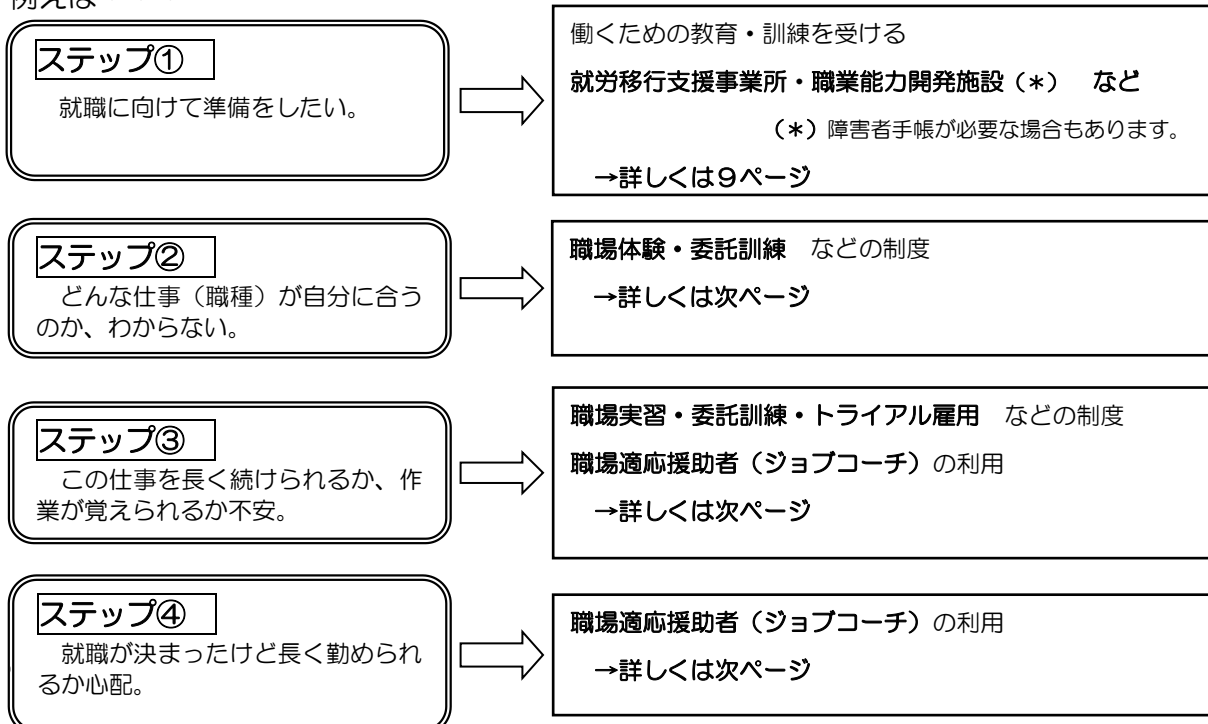
◎就職活動に向けて

ハローワークに相談しても、なかなか就職が決まらない、どんな仕事についたらよいかわからない、面接に受からない、履歴書の書き方がわからない、仕事が長続きしないなど困っている人は、様々な役割の持った就労支援機関（9ページで紹介）がありますので利用してみましょう。また就職までには、いくつかのステップがあります。相談しながら、ステップに応じた支援を受けることができます。



◎発達障害の診断を受けた方が利用できる就労支援（発達障害の診断書が必要）

例えば・・・



◎障害者雇用について

事業主が障害者に限定した求人をハローワークに出すことがあります。特に下記の法律に基づいた障害者雇用については「(障害者) 手帳」を持っていることが応募条件になります。

ハローワークの専門援助部門の窓口で相談しましょう。

障害者雇用とは？

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、従業員40人以上の事業主は障害者を1名以上雇用しなければならない(令和6年現在)と義務づけられています。

※障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引き上げと障害者雇用の支援策の強化について、今後も段階的に実施される予定です。最新の障害者雇用情報は下記の厚生労働省のホームページよりご確認ください。

[障害者雇用対策 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)



就労支援・制度	内容
職場体験や職場実習	職場体験：実際の企業の職場を体験して、自分の適性や課題を考えることができます。 職場実習：職場で実習することで仕事の内容や環境が自分に合っているか考えることができます。
障害者の態様に応じた多様な委託訓練 (障害に合わせた いろいろな訓練)	いろいろな企業の職場を活用して、その仕事に求められる技能や仕事の姿勢などを習得するための訓練をします。
トライアル雇用	職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を原則3か月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、期間の定めのない雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。労働者と企業がお互いを理解した上で無期雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。
職場適応援助者支援 (ジョブコーチ)	就職してから仕事や職場に慣れるためにあなたと会社の間に入り、お互いに安心して働くための様々な調整をします。
特定求職者雇用開発 助成金	ハローワークの紹介により、発達障害者や難病患者など就職困難者を雇う企業に対し、国から企業に一定期間助成金が支払われるものです。

関係機関の連絡先は次ページへ